

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）和歌山市立学校給食第一共同調理場（和歌山市弘西1131番地の1。以下「調理場」という。）での給食調理業務及び食器洗浄業務
- （2）調理場と別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に示す小学校及び幼稚園間の給食配送業務
- （3）前2号に付随する業務

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、仕様書の定めるところに従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とし、各年度の支払額は 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務を履行する者についての乙の責任等）

第7条 乙は、委託業務に従事する者の行為に関し、一切の責任を負うものとする。

（業務責任者等）

第8条 乙は、調理場に業務責任者及び業務副責任者を置くこととする。

（委託業務報告書の提出等）

第9条 乙は、仕様書に定めるところに従い、甲に委託業務報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の履行状況に関し調査を行い、若しくは乙に報告を求め、又は乙に対し委託業務の履行に関し必要な要請を行うことができる。

（委託業務の内容の変更等）

第10条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に際し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。以下この条において同じ。）は、乙が負担する。ただし、甲の責めに帰すべき理由により発生した損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行不能)

第12条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能部分に相当する額を減額して委託金の請求をしなければならない。この場合において、委託金の減額は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

(確認)

第13条 乙は、調理した給食について、その都度、甲の確認を求めなければならない。

2 前項の確認の結果、甲がその修補を請求したときは、乙は、直ちに、これに応じなければならない。

(委託金の支払)

第14条 委託金の支払は、月払いとする。

2 月払額は、各月に履行した委託業務に係るものにあつては 円とする。

3 乙は、各月に履行した委託業務に係る委託金をその翌月に甲に請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払を行わなければならない。

5 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により前項の期間内に支払を行わないときは、その未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(料金の改定)

第15条 乙は契約期間中に公租公課の増減等により委託金の額が不相当となったときは、委託金を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、委託金を改定することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙の債務不履行、次条及び第18条の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が違法行為を理由として行政処分を受けたとき。

(3) 乙に破産、民事再生、会社更生又は特別清算の決定がされたとき。

(4) 食中毒が発生したとき。ただし、直ちに原因が特定されて引き続き委託業務をさせることが適当であると認められるときは除く。

(5) この契約に関し乙又は乙の従業員に不正又は不当な行為があったとき。

(6) 乙が第5条又は第6条に違反したとき。

(7) その他乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、完了した委託業務に相応する額の委託金を乙に支払わなければならない。

第17条 甲は、必要があるときは、3か月前までに通知をして、この契約を解除することができる。

2 第10条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第20条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金の総額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が、契約期間の10分の5を超えたとき。

（損害賠償金の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは追徴する。

（秘密の保持）

第22条 乙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に際し作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙